

令和元年 12 月期の期末・勤勉手当について

1 支給対象者

期末・勤勉手当支給の基準日である令和元年 12 月 1 日に在籍する者
ただし、基準日時点で以下のいずれかに該当する者を除く

- ・研究休職中である者
- ・専従休職中である者
- ・自己啓発等休業中である者

2 支給月数

(1) 教職員の場合（再雇用職員を除く）

① 係長級以下の一般職給料表（1）適用者の場合

	支給月数
期末手当	1.300 月
勤勉手当（※）	0.925 月
合 計	2.225 月

※勤勉手当は、以下のとおり勤務成績区分により支給月数が異なる

<係長級以下の一般職給料表（1）適用者の勤勉手当の勤務成績区分ごとの支給月数>

勤務成績 区分	上位 1 (30%)	上位 2 (20%以内)	標準	下位 1	下位 2
成績率 (支給月数)	0.910 月 + 3 α	0.910 月 + α	0.910 月	0.685 月	0.455 月

※「 α の月数」について

「総算定月数より標準の月数を引き下げること」、「下位 1、下位 2 の月数を引き下げること」及び「勤勉手当基礎額から扶養手当月額及びこれに対する地域手当の月額を除外すること」により生じる金額を原資とし、支給期ごとに算定

※ 勤務成績区分は令和元年度上半期の人事評価結果に基づき決定する

※ 令和元年度上半期の人事評価結果がない者の勤務成績区分は「標準」とする

② ①以外の教職員の場合

	支給月数
期末手当（※1）	1.300 月
勤勉手当（※2）	0.925 月
合 計	2.225 月

※1 定年前給与抑制教員については、1.04 月

※2 勤勉手当の詳細については、以下のとおり

《勤勉手当の詳細》

ア 係長級以下の職員

区分	上位 (40%)	標準	下位 1	下位 2
技能職員以外	0.910 月 + β	0.910 月	0.875 月	0.840 月
技能職員	0.910 月 + γ	0.910 月	0.875 月	0.840 月

※「 β 、 γ の月数」について

「総算定月数より標準の月数を引き下げること」、「下位 1 及び下位 2 の月数を引き下げること」及び「勤勉手当基礎額から扶養手当月額及びこれに対する地域手当の月額を除外すること」により生じる金額を原資とし、支給期ごとに算定

※ 勤務成績区分は平成 30 年度の人事評価結果に基づき決定する

※ 平成 30 年度の人事評価結果がない者の勤務成績区分は「標準」とする

イ 教員

0.925 月（定年前給与抑制教員については、0.740 月）

(2) 再雇用職員の場合

	支給月数
期末手当	0.725 月
勤勉手当	0.450 月
合 計	1.175 月

3 支給日

令和元年12月10日（火）

※2の（1）の教職員については、別紙「令和元年度給与改定後の期末・勤勉手当」に記載する支給月数から生じる差額がある場合は、令和2年2月の給与支給日に清算する

◆問い合わせ先◆

法人管理部人事課 人事給与制度担当

電話 6605-3670

別紙

令和元年度給与改定後の教職員の期末・勤勉手当

(1) 教職員の場合（再雇用職員を除く）

① 係長級以下の一般職給料表（1）適用者の場合

	支給月数
期末手当	1.300 月
勤勉手当（※）	0.975 月
合 計	2.275 月

※勤勉手当は、以下のとおり勤務成績区分により支給月数が異なる

<係長級以下の一般職給料表（1）適用者の勤勉手当の勤務成績区分ごとの支給月数>

勤務成績 区分	上位 1 (30%)	上位 2 (20%以内)	標準	下位 1	下位 2
成績率 (支給月数)	0.960 月 + 3 α	0.960 月 + α	0.960 月	0.720 月	0.480 月

② ①以外の教職員の場合

	支給月数
期末手当（※1）	1.300 月
勤勉手当（※2）	0.975 月
合 計	2.275 月

※1 定年前給与抑制教員については、1.04 月

※2 勤勉手当の詳細については、以下のとおり

<<勤勉手当の詳細>>

ア 係長級以下の職員

区分	上位 (40%)	標準	下位 1	下位 2
技能職員以外	0.960 月 + β	0.960 月	0.925 月	0.890 月
技能職員	0.960 月 + γ	0.960 月	0.925 月	0.890 月

イ 教員

0.975 月（定年前給与抑制教員については、0.780 月）

特定職員（事務職員・司書）の令和元年 12 月期の勤勉手当について

（１）支給対象者

勤勉手当支給の基準日である令和元年 12 月 1 日に在籍する事務職員・司書である特定職員

ただし、以下に掲げる者を除く

- ・ 調査期間中の実勤務日数が所定勤務日数の 2 分の 1 未満となる者
- ・ 調査期間中に懲戒処分を受けたことがある者
- ・ 基準日時点において研究休職中である者
- ・ 基準日時点において専従休職中である者

※調査期間等の定義については別紙のとおり

（２）支給額

人事評価結果を基に決定する勤務成績区分に応じて下表のとおりとする。

勤務成績区分	上位	標準	下位 1	下位 2
分布等	30%	—	1.5 点以上 2.5 点未満	1.5 点未満
支給額	8 万円	5 万円	3 万円	0 円

※ 勤務成績区分は平成 30 年度の人事評価結果に基づき決定する

※ 平成 30 年度の人事評価結果がない者の勤務成績区分は「標準」とする

（３）支給日

令和元年 12 月 10 日（火）

◆問い合わせ先◆

法人管理部人事課 人事給与制度担当

電話 6605-3670

別紙

<調査期間>

令和元年6月2日～令和元年12月1日の6カ月間

<所定勤務日数>

特定職員としての在職期間における所定休日以外の日

<実勤務日数>

所定勤務日数から次に掲げる欠勤等の日として取り扱う日の日数を差し引いた日数

【欠勤等の日として取り扱う日】

- ア 欠勤により勤務しなかった日
- イ 病気休暇により勤務しなかった日（就業の禁止により与えられる病気休暇を含む。）
- ウ 以下の休職により勤務しなかった日
 - ・病気休職（業務上の傷病にかかるものを除く。）
 - ・起訴休職 ・研究休職 ・災害休職
 - ・専従休職 ・その他休職
- エ 停職により勤務しなかった日
- オ 育児休業により勤務しなかった日
- カ 介護休業により勤務しなかった日
- キ 育児短時間勤務の期間中における休日（育児短時間勤務をしない場合に所定の休日となる日を除く。）
- ク 以下の特別休暇により勤務しなかった日
 - ・通院休暇 ・妊娠障害休暇 ・産前休暇
 - ・産後休暇 ・結婚休暇 ・配偶者分べん休暇
 - ・育児参加休暇 ・ボランティア休暇
 - ・ドナー休暇 ・その他の無給特別休暇
- ケ 特定職員として採用される前の日

特定職員（事務職員・司書以外）の令和元年 12 月期の勤勉手当について

（１）支給対象者

勤勉手当支給の基準日である令和元年 12 月 1 日に在籍する事務職員・司書以外の特定職員

ただし、以下に掲げる者を除く

- ・ 調査期間中の実勤務日数が所定勤務日数の 2 分の 1 未満となる者
- ・ 調査期間中に懲戒処分を受けたことがある者
- ・ 基準日時点において研究休職中である者
- ・ 基準日時点において専従休職中である者

※調査期間等の定義については別紙のとおり

（２）支給額

人事評価結果を基に決定する勤務成績区分に応じて下表のとおりとする。

勤務成績区分	上位	標準	下位 1	下位 2
分布等	30%	—	1.5 点以上 2.5 点未満	1.5 点未満
支給額	8 万円	5 万円	3 万円	0 円

※ 勤務成績区分は平成 30 年度の人事評価結果に基づき決定する

※ 平成 30 年度の人事評価結果がない者の勤務成績区分は「標準」とする

（３）支給日

令和元年 12 月 10 日（火）

◆問い合わせ先◆

法人管理部人事課 人事給与制度担当

電話 6605-3670

別紙

<調査期間>

令和元年6月2日～令和元年12月1日の6カ月間

<所定勤務日数>

特定職員としての在職期間における所定休日以外の日の日数及び特定職員となる前日まで引き続いていた特定有期雇用教職員としての在職期間における特定有期雇用職員勤務時間等規程に定める所定休日以外の日数

<実勤務日数>

所定勤務日数から次に掲げる欠勤等の日として取り扱う日の日数を差し引いた日数

【欠勤等の日として取り扱う日】

- ア 欠勤により勤務しなかった日
- イ 病気休暇により勤務しなかった日（就業の禁止により与えられる病気休暇を含む。）
- ウ 以下の休職により勤務しなかった日
 - ・ 病気休職（業務上の傷病にかかるものを除く。）
 - ・ 起訴休職 ・ 研究休職 ・ 災害休職
 - ・ 専従休職 ・ 出向休職 ・ その他休職
- エ 停職により勤務しなかった日
- オ 育児休業により勤務しなかった日
- カ 介護休業により勤務しなかった日
- キ 育児短時間勤務の期間中における休日（育児短時間勤務をしない場合に所定の休日となる日を除く。）
- ク 以下の特別休暇により勤務しなかった日
 - ・ 妊婦通院休暇 ・ 妊娠障害休暇 ・ 産前休暇
 - ・ 産後休暇 ・ 産婦通院休暇 ・ 結婚休暇
 - ・ 配偶者分べん休暇 ・ 育児参加休暇 ・ ボランティア休暇
 - ・ ドナー休暇 ・ その他の無給特別休暇